

静岡県教育委員会 様

静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書

(注：奨学給付金は、返済不要の給付金です。)

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添えて、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。(私が生活保護受給世帯の場合は、静岡県高等学校等奨学給付金認定事務にあたり、必要に応じ福祉事務所等へ照会されることについて同意します。)

【1 申請者（保護者）情報を記入してください】

申請者 住 所	〒	ふりがな	
	Tel () -	申請者氏名	
高校生等との 関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他 ()		

【2 次の5点を確認の上、□に✓点を記入してください】

□	・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
	・この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
□	・私(申請者)は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。
	・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童施設措置費の支弁対象ではありません。
	・就学支援金等の判定結果を本申請に係る給付金の判定に利用することに同意します。
	その申請内容に虚偽があり審査結果に変更があった場合は、静岡県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。(静岡県公立のみ)

【3 対象となる高校生等について記入してください】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
国籍	□ 日本国 □ 日本国以外	国籍が「日本国以外」の場合に該当する項目の □ に✓を付けてください。					
		① □ 特別永住者					
		② □ 永住者					
		③ □ 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）					
		④ □ 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）					
		⑤-1 □ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有					
		⑤-2 □ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無					
		⑥-1 □ 家族滞在（日本国の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）					
在学する 学校	学校名、課程等	静岡県（国・県・市）立 裾野 高等学校（全日制）定時制・通信制		科			
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日		学年	年		
	学校の所在地 （県内公立は不要）	- 都道府県 - 市区町村		-			

【4 振込口座について記入してください】

下記のとおり静岡県高等学校等奨学給付金の口座振込を依頼します。
(静岡県高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

※	下記希望・承認する振込方法等の □ に✓を付けてください。
□	私が支給を受ける静岡県高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教材費、学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等）に充てることについて、学校設置者（校長）に委任することを承認します。
□	授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座（諸会費口座と同じ口座）に振込を依頼します。
□	下記に記入した口座に振込を依頼します。（市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください）

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行・金庫・農協 店・出張所・所
預貯金種別	普通預金
預貯金口座番号（7桁）	
フリガナ	
口座名義人	

※この申請書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒	-
---	---

次のページに進んでください。

【5 保護者等の収入状況について、(1)～(3)の該当する項目の□に✓点を記入してください】

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

□	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2） ※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
---	--

(2)-1 次の者の課税証明書等を提出します。ア～カの該当する項目の□に✓点を記入してください。

ア□	親権者（両親）2名分
イ□	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 □親権者のうち1人が無職・無収入（令和7年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が1名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
ウ□	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ□	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
カ□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

(2)-2 所得に関する書類を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
道府県民税所得割額 ①	円	道府県民税所得割額 ③	円
市町村民税所得割額 ②	円	市町村民税所得割額 ④	円
所得割額の合算 (①+②+③+④)		円	

※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

□	所得確認の対象の高校生等本人（(2)-1の⑥に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
---	---

【6 申請区分について、該当する項目の□に✓点を記入してください】

	世帯区分	全日制・定時制	通信制
申請 区 分	□ 生活保護（生活扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
	□ 住民税非課税世帯 ※所得割額の合算が0円で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません	143,700 円	50,500 円
	□ 所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	47,900 円	16,830 円
	□ 所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	35,930 円	12,630 円